

東久留米市住宅耐震化緊急促進 アクションプログラム

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

令和4年3月
東久留米市

1. 目的

東久留米市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、東久留米市耐震改修促進計画（以下「耐震促進計画」という。）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上に関する具体的な取組を位置付け、市民への周知・普及等の充実を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、東久留米市耐震改修促進計画第4章第2項に基づき策定する。

3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、東久留米市全域とする。

4. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅とする。

5. 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和4年度から令和7年度までを実施期間とする。ただし、耐震促進計画の改定並びに国及び都の状況に応じて見直しを行う。

6. 取組内容

(1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

対象建築物を含めた全戸に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、市民への市報配布に併せて啓発リーフレットを同封する。

(2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

市の木造住宅耐震診断助成金を利用し、その後改修が行われていない建築物の所有者に対し、啓発リーフレットを郵送することにより耐震化の意識啓発を行うとともに、アンケートにより耐震化への意識調査を実施する。

(3) 改修事業者等の技術力向上等

東京都主催により開催される改修事業者の技術向上に資する講習会を活用し、市報やホームページ等で当該講習会を周知することにより、市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術向上を図る。

(4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発

耐震化の必要性及び耐震助成制度の概要について市報やホームページに掲載するとともに、各自治会へリーフレットを配布し周知を図る。また、市民を対象に住宅の耐震化に関する相談会を定期的を実施する。

7. 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の実施・達成状況を市ホームページにて公表する。また、社会情勢の変化や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応していくため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。